

結東山滿解決セルカ状況左記ノ通  
ニ交渉状況

二十五日午前十時迄社事務所ニ於テ

会社側 今共早坂井出坂田各課長 社長谷保長

争議団側 交渉委員 高山久藏 高橋慶治 州報金助

計利平外八名

等ニシテ争議団側ヨリ最ニ提出セル要求条項ヲ三段ニ分テ

第一解雇絶対反対 第二出勤中及休業中ノ日給支給

第三嘆願条項五ヶ條一括トナシ会社側ト折衝シタルカ容易ニ

纏ラズ折衝中休憩スルコトニ回ニ及ヒ会社側ニ於テハ最後の

譲歩案ナリト

第一項ニ対シテハ解雇ノ名目ヲ取消シ之ヲ黙意ニ依ル退職ト

シ解雇手當ノ乙額ヲ(別添)支給シ会社ノ發表セル解雇者八十

二名ノ二割ヲ復職セシム

第二項ニ対シテハ他ノ名義ニ於テ会社ニ委任スレバ千円以上  
ノモノヲ支給ス

第三ニ対シテハ今後適當ニ考慮シ現在ヨリ良好ナラシム

以上ヲ回答スル処マリタルニ対シ、争議団代表側ニ於テハ

今回ノ争議ハ大正十二年ノ大争議ト其ノ發生原因ヲ異ニシ比

較スルコトハ出来サルモノ一般従業員ハ其ノ当時ノ解決条件カ

今以テ概程ニ殘サレテ居リ今日ノ会社ノ回答ニハ満足ノ事

ハ出来サルモノト思フカ免ニ角大正十二年ノ争議ニ比スレバ

今少シ譲歩スルコトハ出来得ルモノト認メラシムト前掲シ、

第一項ノ八十二名ノ解雇者中四割ヲ復職シ之シカ手當乙額ヲ

甲額ニ近イ額ヲ支給セラレ度シ

第二項ノ出勤中ノ手當トシテ半日分及休業中ノ日給ニ対シテ

ハ一日各人ニ対シ金七十幾ヲ支給セラレ度シ  
尚争議費用トシテ金一千円ヲ支給セラレ度シ 但シ之レニ対